



# 第1章 計画の策定にあたって

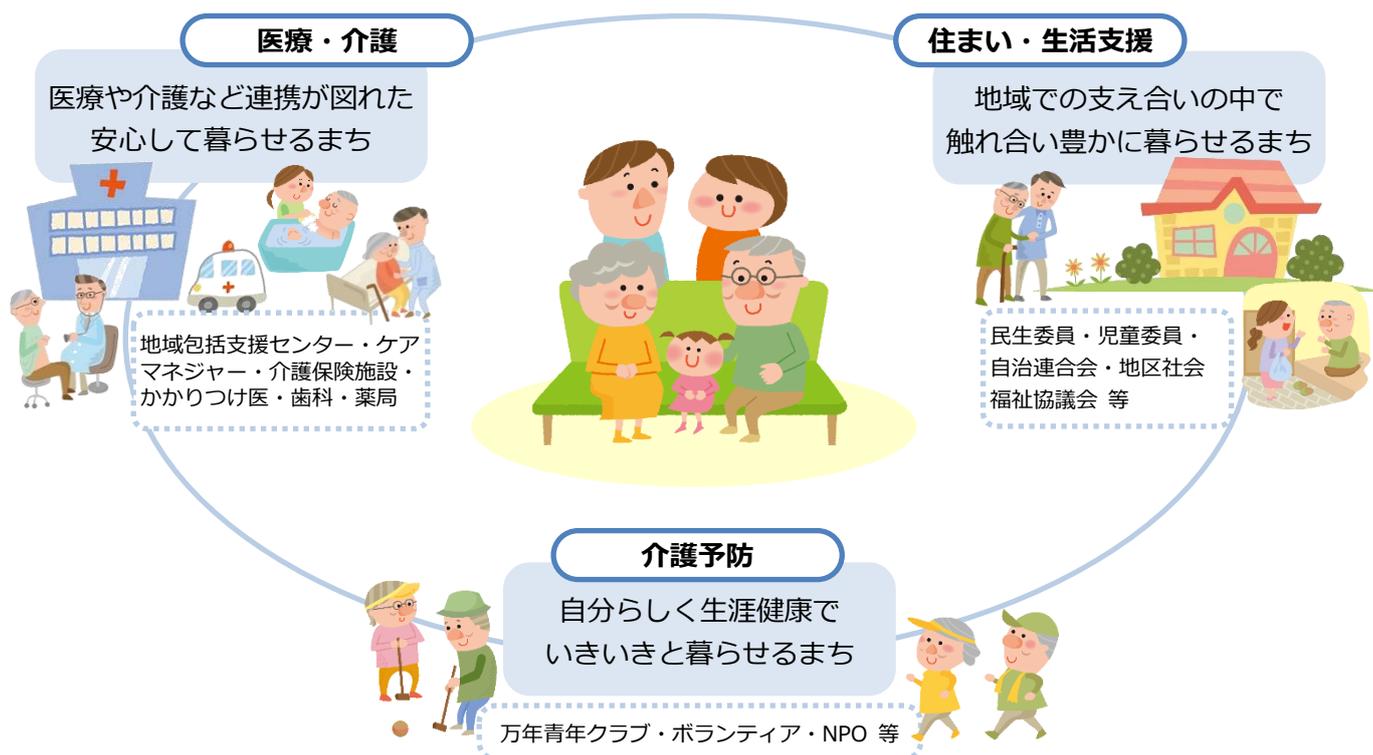
## 1 計画策定の背景

我が国では、高齢化の進展に加え、単身世帯、高齢者のみ世帯の増加など世帯構造の変化が並行して進み、団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となり高齢人口がピークを迎える2040年（令和22年）に向けて、介護サービス需要がさらに増加、多様化していくことが見込まれています。また、2025年（令和7年）以降は現役世代の減少が顕著となり、2040年（令和22年）に向けて、高齢者介護を支える人材の確保も大きな課題となっています。

2015年度（平成27年度）から2020年度（令和2年度）までの介護保険事業計画では、団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）を展望して、中長期的な視点に立った施策の展開を図ってきました。今後は、2025年（令和7年）にとどまらず、その先の2040年（令和22年）を展望して取り組みを進めることが必要となっています。

具体的には、2040年（令和22年）の本市の介護が必要な高齢者の動向を踏まえた介護サービスの基盤整備・充実を適切に進めていくとともに、介護予防・健康づくりを推進し、介護保険事業の運営の適正化を図っていくため、総合事業や一般介護予防事業、包括的支援事業等を効果的に実施していくこと、また増加する認知症高齢者やその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、認知症施策推進大綱等を踏まえて認知症施策を総合的に推進していくこと、さらに安定的にサービスが提供できる体制づくりのため、介護人材の確保や介護現場の革新、介護現場の負担軽減を図ることなどが求められています。

### 【地域包括ケアシステムが実現したまちのすがた】





## 2 計画策定の趣旨

### 〔1〕計画の目的

高齢者を取り巻く背景や国の施策の動向を踏まえ、奈良市においても、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みの推進が一層重要となっています。

本市では、2025年（令和7年）以降の高齢化のピークを踏まえ、「奈良市老人福祉計画及び第7期介護保険事業計画」を2018年（平成30年）3月に策定し、「住み慣れた地域で誰もが安心していきいきと暮らせるまち『奈良』をめざして」を基本理念に据え、「奈良市版地域包括ケアシステム」の構築に向け施策を推進してきました。

これまでの取り組みを引き継ぎながら、すべての高齢者が住み慣れた地域において、生きがいをもって、安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざし、「奈良市老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画」（以下「第8期計画」または「本計画」という。）を策定するものです。

### 〔2〕計画の法的位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8に定める「老人福祉計画」と介護保険法第117条に定める「介護保険事業計画」とともに、健康増進法に基づく施策などを併せ、一体的に策定するものです。

老人福祉計画は介護を必要とする高齢者だけでなく、本市のすべての高齢者を対象とする、高齢者福祉全般にわたる総合的な計画であり、介護保険事業計画は、2021年度（令和3年度）から2023年度（令和5年度）までの3年間の介護保険サービスなどの必要量及び給付費を見込み、サービスの円滑な実施を図るとともに、サービス提供体制の確保及び適正な運営を実現するための計画です。

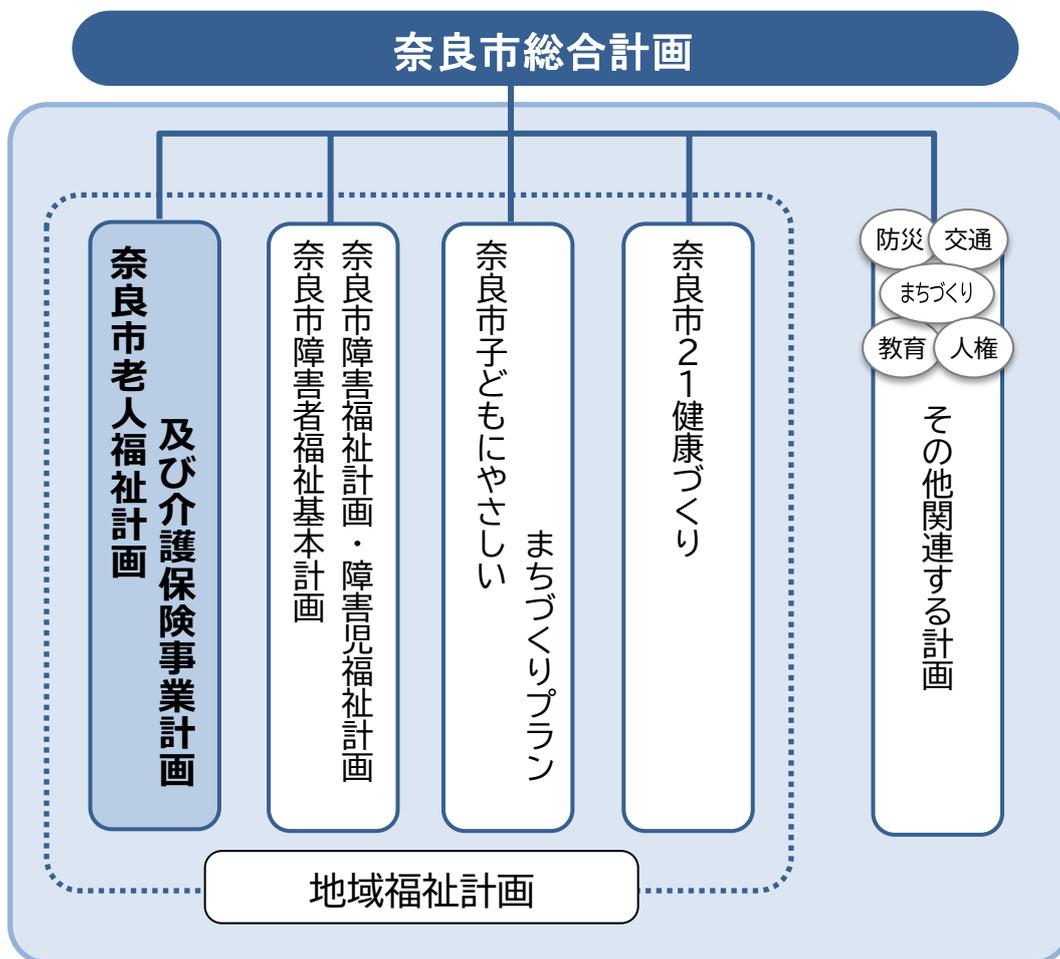
### 〔3〕関連計画との関係

本計画は、「奈良市総合計画」を上位計画とし、奈良市地域福祉計画をはじめ、他計画との整合を図りながら策定したものです。

なお、保健・医療に関する施策については、高齢者のための総合的な計画とする観点から、効果的かつ効率的に高齢者の保健福祉サービスが提供できるように、「健康増進法」及び「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき策定し、事業を推進していくこととします。



【関連計画との関係図】



### 3 計画の期間

本計画は、2021年度（令和3年度）から2023年度（令和5年度）までの3年間を計画期間とし、介護保険料の改定、高齢者の生活実態・意向や社会情勢の変化に対応するため、3年ごとに見直し改定します。

次期計画である第9期計画は、2024年度（令和6年度）から2026年度（令和8年度）までを計画期間とするものであり、本計画の見直しは2023年度（令和5年度）中に行います。



## 4 第8期介護保険事業計画策定のポイント

### 〔1〕2020年度（令和2年度）介護保険制度改正の概要

※「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の介護保険法及び老人福祉法に関わる箇所

#### （1）地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

#### （2）地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

#### （3）医療・介護のデータ基盤の整備の推進

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

#### （4）介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

- ① 介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。



## 5 計画の策定体制

### 〔1〕奈良市高齢者保健福祉推進協議会

本計画は、高齢者の生活全体に関わる計画であるため、学識経験者、保健・医療福祉関係団体並びに市民の代表などで構成する「奈良市高齢者保健福祉推進協議会」を設置し、高齢者施策にかかる幅広い内容についてご意見を拝聴し検討を重ね、策定を進めました。

### 〔2〕市民の意見などの反映

策定にあたっては、市内に居住する65歳以上の高齢者の日常生活の様子、健康状態、介護の状況などについて、それぞれの実態やニーズなどを把握するため、「奈良市高齢者介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。

また、「高齢者などの適切な在宅生活の継続」と「家族など介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスのあり方を検討するため、「奈良市在宅介護実態調査」を実施しました。

さらに、計画に対する市民からの意見を広く募集するため、パブリックコメントを実施しました。

### 〔3〕関係部局・関係機関との連携及び調整

本計画と関連する施策との連携を図るため、庁内関係課と幅広く検討を行い、調整を図りながら進めました。

また、「奈良県介護保険事業支援計画」「奈良県高齢者福祉計画」との整合を図るなど、奈良県との連携のもとに策定を進めました。